

# 史跡陸軍板橋火薬製造所跡 保存活用計画【概要版】

「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画」は、国史跡に指定された史跡陸軍板橋火薬製造所跡を保存・活用するために、文化庁文化財部記念物課編『史跡等・重要文化財的景観マネジメント支援報告書』（2015）に基づき、平成 30 年度に区が学識経験者や区民団体代表者からなる「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会」を設置し、協議を重ね策定した計画であり、本書はその概要版である。

## 第 1 章 計画策定の沿革・目的

### 1 計画策定の沿革

区は、加賀一丁目 7・8 番に所在する陸軍板橋火薬製造所の遺構、建造物群を近代化・産業遺産として評価し、その価値を保存・活用した史跡公園として整備するため平成 28 年度より検討を進め、平成 29 年 8 月に「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」を策定した。

同時に、平成 29 年 1 月に文部科学大臣へ当地の国史跡指定を目指した意見具申を行った結果、同年平成 6 月に、文部科学大臣の諮問機関である文化審議会から文部科学大臣へ当地を史跡に指定する旨の答申がなされ、同年 10 月に官報告示を経て「陸軍板橋火薬製造所跡」として国史跡に指定された。

国史跡指定を受け、区は改めて文化庁の指針を基とした計画を策定することとなったため、学識経験者や区民団体代表者からなる「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会」を組織し、計画策定に向け検討を開始した。

### 2 計画策定の目的

史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」の価値を守り、近代化遺産として後世へ伝えるために、当該史跡の価値を再確認し、さらに史跡公園として整備する上での課題を抽出するとともに、これからのより良い保存と活用のあり方を示すことを目的とする。

## 第2章 史跡指定地の概要と現状

### 1 名称

陸軍板橋火薬製造所跡

### 2 種別

史跡

### 3 指定年月日

平成29年10月13日（文部科学省告示第137号）

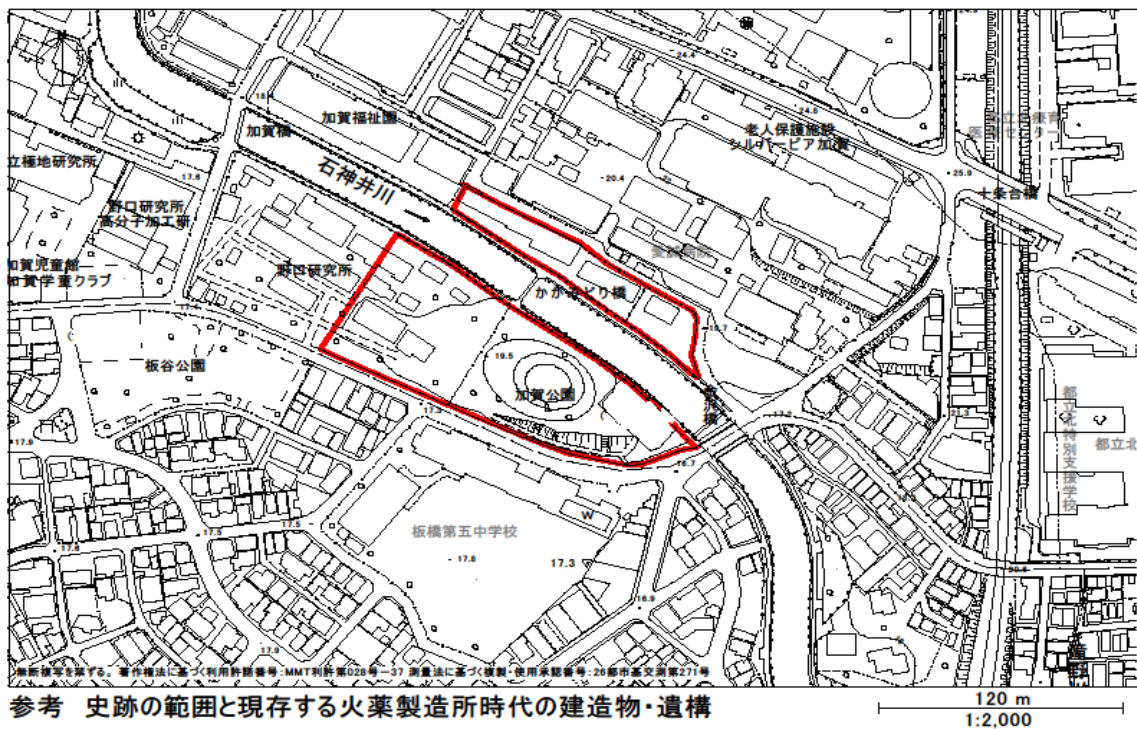
### 4 指定面積

12553.12 m<sup>2</sup>

### 5 指定地地番

東京都板橋区加賀一丁目3356番121のうち、実測2858.99 m<sup>2</sup>、3356番148、3356番149、3356番177、3356番178

### 【史跡指定地】



### 第3章 本質的価値

本章では、国指定史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存と活用の原点となる、本質的価値を明らかにする。

当該史跡は当地に板橋火薬製造所が設置され稼働したこと、および戦後その敷地の跡地が研究所等に利用されて日本の科学技術研究の拠点となった点が評価され、国史跡の指定を受けた。本章ではこれらの価値を、地域範囲及び時代性の視点から再整理し、「本質的価値」としてまとめ直した。

「本質的価値」を検討する過程で、当該史跡には近代の価値だけでなく、近世や戦後に連なる歴史の重層性や、火薬製造所と地場産業との関係性などの多様な価値が認められた。本計画ではこれらの価値を「本質的価値の理解を助ける価値」として新たに提示する。

#### 1 本質的価値

(1)明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所及び研究所が設置され、その建築や施設が群として残る

①明治政府は軍事力の一元的掌握のために首都近郊の板橋に火薬製造所を設け、石神井川の水車動力を利用した。

②先進的な測定技術が火薬生産へ導入された。

③初の理工学系研究所が設置され、近代科学技術の進展に寄与した。

④首都の巨大な軍工廠を象徴する施設群が広域的に展開する。

(2)戦後復興期には先端的科学技術研究の拠点となり世界に発信された。

#### 2 本質的価値の理解を助ける価値

(1)加賀藩下屋敷から工都板橋までの歴史の重層性を示す。

①加賀藩下屋敷の景観と中山道板橋宿のにぎわいが今も感じられる。

②「工都板橋」の淵源であり、今も光学産業の先端地域である。

③戦後、地域住民の努力により研究所や学校、工場としての跡地利用が推進され、現在も発展している。

## 第4章 保存活用に向けた課題

本章では、保存活用計画の基本方針を策定するため、史跡指定地における「保存管理」・「活用」・「整備」・「運営・体制」といった4項目の現状を確認し、課題を抽出する。また、史跡の価値をもつ指定地外の現状および課題も併せて考察する。

### 1 保存管理の現状と課題

#### (1)保存管理の現状

史跡指定地は加賀公園部分を除き閉鎖管理を実施している。これは史跡公園として未整備であること、および遺構群の保存のためである。また指定地内の遺構の中には、露天式発射場の射塚のように全体の構造把握が十分でない遺構、また銃器庫や弾道管のように劣化を防ぐための処置を行うべき遺構、旧理化学研究所に残る建造物2棟（爆薬理学試験室、物理試験室）のように内部の公開に向けた耐震補強工事が必要な遺構といった、今後継続的な調査や整備が求められる遺構がある。

#### (2)保存管理の課題

- ①旧軍関係資料の残存状況が悪く、現時点での調査では施設構造が解明されていない遺構があることから、構造把握に向け継続的な調査研究が必要である。
- ②耐震検査の結果、強度が十分でないと判定された建造物がある。この建造物の一部は展示施設等としての活用が想定されるため、適切な耐震補強工事の実施を検討する必要がある。
- ③遺構に繁茂する植物により躯体の劣化の原因となり得る箇所、また樹木の繁茂により眺望が阻害されている箇所がある。これら植生の定期的な剪定などの維持管理が必要である。

### 2 活用の現状と課題

#### (1)活用の現状

史跡指定地内の加賀公園部分は加賀藩下屋敷時代の遺構である築山を活かした区立公園として一般開放され、近隣の石神井川緑道の桜並木と併せて広く地域住民に親しまれている。また、旧野口研、旧理研部分は前述の通り閉鎖しているが、生涯学習課が実施する文化財講座で公開事業を行うなど、史跡の周知と理解を深める事業を展開している。

#### (2)活用の課題

- ①史跡を整備することや、史跡の価値を恒久的に維持管理することについて区民の理解を得るために、シンポジウムや文化財講座など、史跡の価値を区民に還元する事業を継続的に展開する必要がある。
- ②子どもたちを対象とした史跡ガイドブックの作成や社会科学習としての利用しやすい学習メニューの開発を行うとともに、史跡の活用に関する教職員向けの説明会を実施するなど、学校教育との連携を見据えた事業展開が必要である。
- ③史跡の適切な保存・活用のためには、地域住民による協力が不可欠である。そのために史跡を生涯学習の拠点として利用し、地域住民が参加しやすい講座や見学会等の事業を実施し、地域住民の史跡に対する理解を深め、史跡の保存・活用に対する協力につなげる活用方法の検討が必要である。

### 3 整備の現状と課題

#### (1)整備の現状

加賀公園部分については一般開放された区立公園としてとして整備され、来園者に憩いを提供している。また旧野口研究所部分や旧理化学研究所部分については、保存活用計画、整備基本計画を基に設計作業を経て令和5年度以降に整備工事を実施する予定となっている。整備は「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」で策定された「板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園」という基本コンセプトを踏まえた、憩う、学ぶ、創る、の3つの基本方針を指針として進める。

#### (2)整備の課題

##### ①主として保存を目的とした整備

本章1「保存管理の現状と課題」で示した通り、現存する歴史的建造物や遺構群については、それぞれ適切な保存方法を検討した上で、整備を実施する必要がある。昨今は全国で大型の自然災害が発生しており、当地においても遺構等のき損が発生する場合や、近年各地で散見される文化財のき損事件・事故等が発生する恐れもあることから、その際の適切な復旧措置と、文化財に危害が加えられない安全な公開環境の整備を検討する必要がある。

##### ②主として活用を目的とした整備

###### ・歴史的建造物の活用

現在、史跡指定地内に残る建物群は、建造物本体を現状のまま保存している。整備・公開後は、史跡公園の来園者が史跡の価値を理解できるようなガイダンス施設や体験型施設、また快適に過ごすための休憩施設などの機能を追加する整備を行う必要がある。なお整備はこれら建造物の歴史的価値を十分尊重した整備方法である必要がある。

###### ・史跡指定地内の公園施設について

整備・公開後は、トイレやベンチなどの便益施設の設置が必要になるが、史跡の保存へ影響を与えない範囲で、設置位置、施工方法等を検討する必要がある。

###### ・ユニバーサルデザイン等の課題

区民をはじめとする幅広い層が、史跡を訪れ、親しむためには、史跡内の園路や建造物内部のユニバーサルデザイン化を検討する必要がある。一方で、文化財的な価値を損なわないかたちでの整備が求められる。そのためには両者の必要性に配慮した整備を検討することが重要である。

### 4 運営・体制の現状と課題

#### (1)運営・体制の現状

区教育委員会事務局生涯学習課や産業経済部産業振興課、土木部みどりと公園課を中心に、政策経営部政策企画課、財政課、区民文化部地域振興課、産業経済部くらしと観光課、資源環境部資源政策課、都市整備部都市計画課、土木部管理課、区教育委員会事務局教育総務課など関係各課と連携をとりながら、史跡公園としての整備に向けた計画策定や日常管理等を実施している。

#### (2)運営・体制の課題

史跡整備の目的には、文化財の保護はもちろん、社会教育、学校教育での利活用や地域振興、まち

づくり、観光振興、産業活性化といった様々な観点が含まれている。そうした目的の実現に向けては、史跡整備に係る区内各部局間との強固な相互連携が必要である。

また史跡が人々に愛され、守られていく上では、行政内部だけではなく、地域に根付いた存在となることが肝要である。そのためには、地域住民の方々や自治会、観光、商業、産業等の各団体、NPO法人などの関係団体など、様々な関係者が連携し運営体制を構築する必要がある。

## 5 史跡指定地外の現状と課題

### (1)史跡指定地外の現状

史跡指定地外にも「招魂之碑」や陸軍用地を示す「標柱」など、史跡の本質的価値に関わる諸要素が点在する。加賀西公園に存在する「圧磨機圧輪記念碑」や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」など、区の文化財として指定・登録されている文化財もある。

また史跡の指定地ではないが、史跡指定を南北に分ける形で石神井川が流れており、火薬製造所時代に大きな役割を果たしていたという歴史的経緯から、史跡の本質的価値のひとつを構成していると理解することができる。

こうした歴史的な価値に加えて、石神井川両岸の緑道には多くの桜が植樹され整備されている遊歩道と併せて区民の散策コースとなっており、良好な景観を形成している。

### (2)史跡指定地外の課題

#### ①遺跡および歴史的建造物調査の実施

史跡指定地外の地域においても、火薬製造所に関係する遺構や遺物が埋蔵する可能性があり、その範囲はおよそ火薬製造所時代の旧敷地範囲から推測することができる。

史跡の把握のため、可能な限り火薬製造所時代の遺跡の調査を行い、調査に基づいた保存措置を講ずることが必要である。

#### ②石神井川の活用

前述の通り、石神井川は史跡の価値を考える上で重要な要素である。しかし、戦後になり石神井川は大幅な改修が行われたことで、戦前までの景観はすでに失われており、石神井川と史跡との関係性は、一見希薄なものに捉えられ兼ねない状況にある。

よって、石神井川と当史跡の関係性を明示するための解説板を設置するなど、その価値を顕在化させる工夫を講ずる必要がある。

#### ③隣接地域に残る関係遺構・建造物との連携

隣接地域である北区十条地域一帯には、終戦まで東京第一陸軍造兵廠が置かれており、部分的に当時の遺構・建造物が現存している。また志村地域および北区赤羽付近には、陸軍兵器廠板橋兵器補給廠が位置していた。これらは明治期から軽便鉄道によって結ばれており、一帯が巨大な軍工廠を構成していたが、大部分は戦後になって改変されており、文化財として保護されている建造物・遺構等は僅かである。

このような軍関連施設の広域的な立地関係をより良く理解するためには、当史跡の整備はもちろん、展覧会などのソフト事業を、北区をはじめとする近隣関係自治体と共同で企画するなど、隣接地域・自治体と連携し、地域横断的な事業展開を進めることが重要である。

## 第5章 基本方針

平成29年に策定した板橋区史跡公園（仮称）基本構想では、史跡公園整備の前提となる考え方を次のように定めた。

### 近代化・産業遺産を保存・活用した 都内初となる史跡公園を整備します

都内初となる近代化・産業遺産の保存・活用をめざすことで、身近な文化財を通じて板橋の産業発展や地域の歴史、平和に対する学びの機会を提供し、併せて、ふるさと板橋を大切にする心を醸成します。

また、史跡公園を板橋の新たなシンボルとし魅力を発信していくことにより、「ものづくりの板橋」としてのブランド力のさらなる向上と定着を図っていきます。

#### 前提1 近代化・産業遺産の保存・活用

明治時代から昭和初期にかけて形成された火薬製造所とその試験や保管、研究施設などの国内唯一の遺構を整備・保存し、板橋の歴史や文化を学ぶ場として活用することで、重要かつ先進的な産業遺産施設群として魅力を発信していくとともに次世代に継承していきます。

#### 前提2 ふるさと板橋を愛する心の醸成

加賀地域に設置されていた旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所は、欧米の技術を導入しながら、日本の産業や科学技術の発展、近代化の一翼を担ってきました。また、江戸時代には加賀藩の下屋敷が置かれていた歴史的な価値と併せて、これらの史実を認識し学ぶことで地域を愛し、ふるさと板橋を大切にする心へとつなげていきます。

#### 前提3 ブランド力の更なる向上

火薬製造所とその関連施設などを近代化・産業遺産として残し、史跡公園として整備・保存、活用していく取組は全国でも初の試みとなります。また、かつての都内有数の産業拠点は、現在の板橋区における様々な産業の集積として結実しており、これらの歴史や産業力を情報発信することで「ものづくりの板橋」としてのブランド力の更なる向上につなげていきます。

#### 前提4 板橋の力の結集と新たなシンボルの創出

地域や産業界、商業界、観光や文化団体等の方々と意見交換を重ねながら魅力ある史跡公園の在り方を検討していきます。区民に“愛される”・“再び訪れたくなる”史跡公園となるよう板橋の魅力を新たなシンボルとして整備していきます。

この史跡公園整備の前提となる考え方を基に、第3章で明示した史跡陸軍板橋火薬製造所跡の本質的価値を適切に守り、確実に未来に継承するため、史跡の将来像を大綱として以下に示す

## < 大綱 “史跡の望ましい将来像” >

### ◆史跡の価値を守り、活用する

○明治維新から終戦まで、近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建造物や施設が群として残ることから、近代の火薬製造所の歴史をより良く理解できるような史跡の保存整備をめざす。

○戦後、火薬製造所および研究所の跡地および建造物を、研究所、学校、工場等が利用した。特に復興期に科学技術研究の展開に重要な役割を果たした野口研究所や理化学研究所が置かれたことから、火薬製造所の跡地が戦後たどった地域の歴史を理解できるような史跡の保存整備をめざす。

### ◆史跡を整備し、多様な人々が”憩う”場の創出

○加賀藩下屋敷時代からの歴史の重層性と、桜並木の景観を生かしながら、一体的に保存整備し、板橋区民の誇りとして、いつまでも愛され再び訪れたい公園をめざす。

○散策やレクリエーションのために道すがら公園を訪れる人々が、遺構や歴史的建造物群に加え、展示などの教育普及事業に気軽にアクセス・参加できる環境を整備することで、多様な人々が気軽に集い、さらに歴史に出会うことができる場を創出する。

### ◆史跡を通して、歴史・文化を“学ぶ”

○史跡の価値を構成する歴史的建造物の一部を、ガイダンス施設等として整備し、近代史・産業史・郷土史・平和教育などを学ぶ展示等教育普及事業の場を創出する。さらに生涯学習・社会教育施設として、近隣の小中学校や高校、大学等の教育機関と連携し、地域と共に学び合う教育の推進をめざす。

○火薬製造所の敷地は史跡指定地外にも広がっており、関係する建造物や標柱なども残っている。これらは史跡の価値を理解する一助となる。史跡公園を核に史跡指定地外にある多様な文化財(未指定を含む)との関係を尊重し、一体的に理解できる地域づくりをめざすとともに、回遊性の構築など柔軟な活用・整備に努める。

### ◆史跡を通じて、板橋の現在・未来を“創る”

○「工都板橋」の礎となった史跡の価値を活かして、地域、商店街、民間企業、大学や研究機関等と連携し、地域産業や最先端研究を学習・体験できる事業を展開し、区民をはじめとした多様な人々の科学技術に対する夢を育む。

○光学・精密機器関連産業など、板橋区を代表する先端産業の高い技術や製品を、展示・体験できるガイダンス施設等を整備し、区産業の歴史や先進性を広く発信することで、板橋区のブランド力を高めることをめざす。



上記の“史跡の望ましい将来像”に基づき、保存管理・活用・整備・運営・体制の基本方針を次の通り定める。

## 1 保存管理の基本方針

- (1)史跡の本質的価値を構成する諸要素や本質的価値の理解を助ける諸要素を、恒久的に保存・管理していくために、適切な仕組みや方法を策定する。
- (2)史跡整備に向け、今後予想される現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、関連法規に定められた内容に基づき取扱方針及び取扱基準を定める。
- (3)当史跡は全国的にも保存整備事例が少ない近代遺跡であり、その保存整備が果たす役割は重要である。当該史跡を確実に保存し後世へ伝えるために、学術的な調査研究を継続的に実施し、史跡が持つ多様な情報の把握に努める。
- (4)史跡の本質的価値を構成する要素および本質的価値の理解を助ける諸要素に含まれる史跡指定地外の遺構・建造物群の保存管理にも努める。

## 2 活用の基本方針

- (1)区民をはじめとする多様な利用者の、史跡の歴史的・学術的な価値の理解に資するために、史跡指定地に現存する歴史的建造物および遺構を、保存への影響を最低限な与えない範囲で積極的に公開・活用する。
- (2)公園の利用者にとって憩いの場となるよう、史跡の保存に影響を与えないかたちで公園の機能を充実させる。
- (3)歴史的建造物の一部は、地域の歴史、産業を学習できる常設展示や、様々なテーマを取り扱う展覧会など展示等教育普及事業を実施できるガイダンス施設等として活用する。
- (4)地域住民の方々が日常的に史跡に親しみを持てるよう、生涯学習の拠点として活用し、様々な教育普及事業を継続的に実施する。
- (5)周辺地域が持つ歴史的な価値を活かし、当史跡と周辺地域を一体的に捉えた活用をめざす。

## 3 整備の基本方針

- (1)史跡の本質的価値を確実に保存・継承するため、史跡公園として整備する。
- (2)学術的な調査研究の成果に基づき、建造物群の価値・特徴を活かしたガイダンス施設、展示空間および体験学習などの学びの場を整備する。
- (3)史跡の範囲で戦中まで行われていた火薬の性能発射試験のように、現状では潜在化している史跡の歴史的価値を顕在化するために、遺構等の調査研究を継続的に実施し、その結果を基にした整備方法を検討する。
- (4)多様な人々が集いやすく安全で快適に過ごせるよう、建造物や遺構の保存整備、さらに園路や施設等の整備を行う。
- (5)板橋史跡公園（仮称）基本構想では、現状の土地利用に基づき、史跡を「現加賀公園エリア」「旧火薬製造所エリア」「旧理化学研究所エリア」「石神井川エリア」の4つのエリアに区分した。加えて本計画では、史跡の持つ価値と遺構・歴史的建築群の現存状況、史跡公園完成後の活用方法など

の視点による地区区分について検討を行っている。

#### <地区区分>

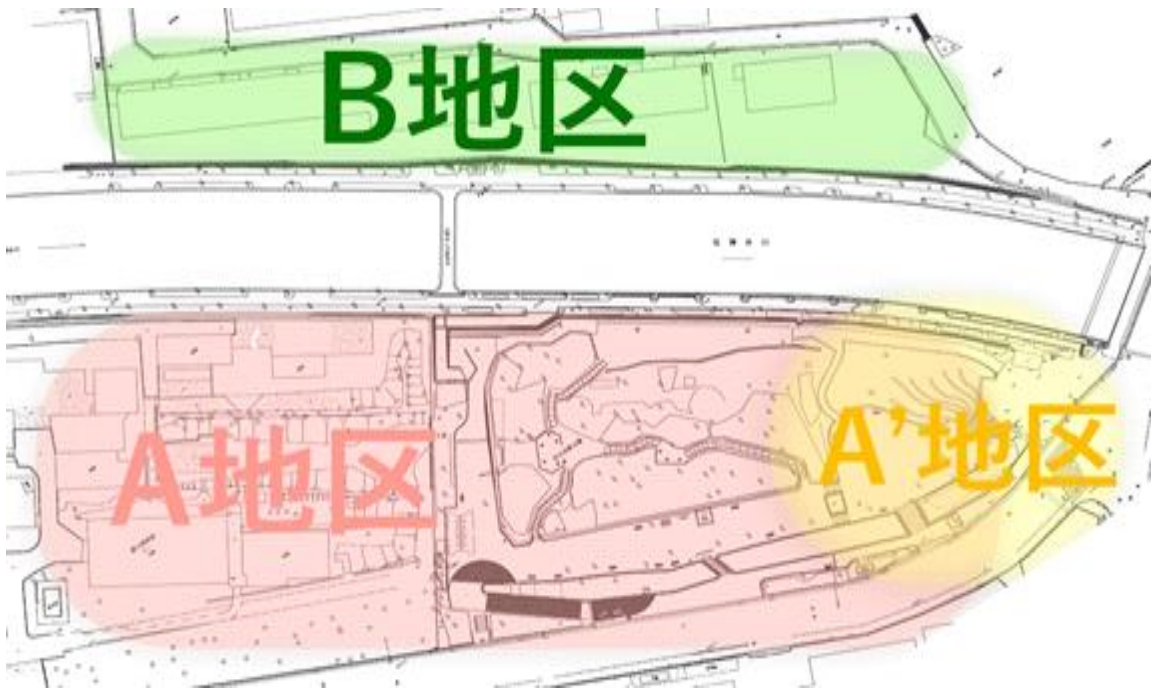
- ・A地区…石神井川南岸の旧野口研究所跡地、現区立加賀公園を指す。

土塁や射塚<sup>とがだ</sup>からなる発射場や燃焼実験室等の遺構・歴史的建造物群が残る西側(A地区)と、加賀公園の造成工事により歴史的建造物等が除却され、地上に顕著な遺構が確認できないが、現在は加賀公園として一般開放されている東側部分(A'地区)に分かれる。A地区については戦前の火薬製造所・研究所の稼働状況を理解できる整備を、A'地区は埋蔵する可能性のある遺構等を調査した上で現状保存し、公園本来の機能を充実させる整備をめざす。なお両者の範囲は、今後試掘調査等を実施し得られた成果に基づき更新する。

- ・B地区…石神井川北岸の旧理化学研究所跡地を指す。

この地区には物理試験室や爆破用コンクリートアンカー等の戦前の遺構・歴史的建造物群が現存し、戦後入居した理化学研究所はそれらを改変しながら利用した。戦前の遺構・歴史的建造物群を戦後理化学研究所が利用した経緯が理解できる整備をめざす。

#### 【地区区分図】



- (6)史跡指定地内のみならず指定地外に点在している史跡の構成要素を関連付け、回遊ルートの設定やマップ等を作成するなど、陸軍板橋火薬製造所時代の敷地の規模が表現・体感できるような整備をめざす

#### 4 運営・体制の基本方針

史跡の保存・活用を包括的に進めていくために、区関係部局をはじめ、地域住民の方々や関係団体との密接な連携に基づいた運営体制を構築し、史跡が地域に根付いた存在となることをめざす。

## 第6章 保存管理

本章では、史跡の保存管理の方向性と、それに基づく保存管理方法を示す。

### 1 保存管理の方向性

(1)現状変更(※)の取扱基準を定め、史跡の本質的価値を確実に保存・継承する。

(※)現状変更とは、文化財保護法において、史跡指定地で「現状を変更する行為」または「その保存に影響を及ぼす行為」を指す。

(2)学術調査を継続的に実施し、史跡がもつ多様な情報の把握をめざし、成果を区民をはじめとした多様な人々に還元する。

(3)維持管理方法を定めると同時に、地域における保存・活用意識を醸成する。

(4)周辺の文化財群や石神井川を含めた景観等を包括的に保存する。

### 2 保存管理の方法

(1)遺構・建造物群を現状保存していくための方法を調査し、策定する。

(2)遺構・建造物群の劣化状況を速やかに把握するため日常点検を行い、保存に影響がある部分は早急に修復を行う。

(3)地下に埋蔵している可能性のある遺構や価値が明らかではない要素の学術的な調査研究を行い、その価値の顕在化をめざす。

### 3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

文化財保護法125条により、史跡指定地で「現状を変更する行為」または「その保存に影響を及ぼす行為」(これを「現状変更」という)については、文化庁長官の許可を受けなければならないと規定されている。また、同条ただし書きには、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合には許可が不要であるとしている。

また同法184条第1項第2号では、現状変更等のうち軽微なものについては都道府県・市(東京特別区を含む)の教育委員会の許可で足りるとされている。

次に当該史跡の保存・活用に関する現状変更の取扱方針を以下に示す。

<現状変更の取扱方針>

○史跡の保存に影響を及ぼす現状変更等は、原則として認めない。

○現状変更の実施計画を策定する場合は、関係各署と十分な協議を行う。

○現状変更を計画する場合は、文化財保護法等の各種関係法令を遵守する。

史跡公園整備においても、歴史的建造物の構造変更や公園出入口・園路の整備など現状変更に係る行為が想定されている。上記取扱方針や文化財保護法を遵守し、適切な方法で整備を行っていく。

## 第7章 活用

本章では、史跡の活用の方向性と、それに基づく活用方法を示す。活用方法については、史跡公園整備中から実施可能な活用と、公園整備が完了した後に実施する活用とに分けて記述する。

### 1 活用の方向性

#### (1)保存と活用の適切なバランスを保つ

文化財保護法において、その目的は「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定されている。保存と活用は単純な二項対立ではなく、循環関係にあるといえ、文化財の保存に対する気運が高まるように、文化財の魅力を幅広く伝え、その価値の理解を拡げることが重要となる。

しかし、一般的に長い年月を経ている文化財は、程度の差こそあれ劣化しており、取扱いに注意を要する脆弱な一面を持つことは、言うまでもない。公開普及といえども、活用の名の下に、文化財がき損されることはあってはならない。

よって、専門的な見地から文化財の種類や性質に十分な配慮をしながら、保存と活用の適切なバランスを見極めた上で、当史跡の積極的な活用をめざす。

#### (2)調査研究の成果を活かしながら、史跡の価値や魅力を積極的に発信する

これまで、板橋区は史跡に関する調査研究を継続してきた。史跡をより良く理解するために、今後も長期的な視点に立ち、学術的調査を継続的に行う。様々な学問領域からアプローチし、必要に応じて他自治体、諸研究機関と協力・連携を取りながら、推進する。

そこから得られる調査・研究成果は、いわば「史跡や地域の魅力」であり、史跡の保存に役立つのはもちろん、区民をはじめとした様々な人たちへ発信してゆくことが大切である。

また資料の収集保存や展示等教育普及事業については、板橋区立郷土資料館など区内外の博物館との連携をとりながら事業を展開してゆくことを検討する。

#### (3)史跡のみならず、地域の歴史文化を総合的に学ぶことができる拠点づくりをめざす

史跡を含む当該地域は、加賀藩前田家下屋敷跡や中山道板橋宿が隣接するように、多様で重層性のある歴史を持つ。特に加賀藩下屋敷の歴史は、金沢市と板橋区が友好交流都市協定を結ぶ端緒ともいえる重要な要素である。火薬製造所としての価値だけに収斂させるのではなく、地域の歴史・文化を総合的に学ぶことができる場として活用することが望ましい。

様々な体験型の学習機会や施設を設けることで、体験学習などを通じて来訪者の学ぶ意欲を高め、誰もが板橋の歴史や文化、産業などを学ぶことができ、ひいては郷土板橋を愛する心を醸成してゆく工夫が必要となる。

## 2 活用の方法

### (1) 史跡公園整備中から実施可能な活用

#### ① 史跡公園整備の理解を深めるための活用

史跡の価値、魅力の共有を図るとともに、史跡整備に対する区民等の理解・協力を得るため、史跡の公開事業の実施を検討する。また整備内容や整備スケジュールに関する住民説明会の開催などの広報活動も併せて検討する。

加賀公園については、すでに加賀藩下屋敷を紹介する案内板などが設置されているほか、閉鎖管理を行っている旧野口研究所跡地と旧理化学研究所跡地をフェンス越しに眺めることが可能である。特に築山の上からは、土塁や射塚からなる発射場の遺構を俯瞰的に観察することができ、効果的に公開事業や広報活動を行うことができる。

#### ② 学校教育における活用

史跡陸軍板橋火薬製造所跡に関する資料・パンフレット等の作成、配布及び小中学校への出前講座によって、地域の歴史や文化の理解促進を図っていく。また、社会科見学を積極的に受け入れ、地域に残る文化財を身近に感じてもらうことも重要である。さらに学校教育との連携を考える上では、児童・生徒・学生だけでなく、教職員に対して様々な史跡の活用があることや、そのてびき等を作成し紹介するなどの工夫も必要である。

さらに高校や大学と協力・連携し、近代産業史、建築史、地域史など様々な分野から当史跡の持つ歴史、現存する建造物や遺構などを研究対象として有意義に活用してもらう。

#### ③ 生涯学習における活用

これまで生涯学習課において、史跡に関係する文化財講座や見学会を実施しており、史跡公園のグランドオープンに向けて、こうした史跡の価値や魅力を伝える事業を継続的に実施してゆく。

なお史跡整備完了後においても、現地の見学会や公開講座、シンポジウムを継続し、来場者の学びの場として史跡を活用する。併せて今後継続する調査研究の成果についても、シンポジウム等で積極的に公開し、新たな史跡の価値を来場者に提示することで区民をはじめとした多様な人々に還元するよう努める。

#### ④ 文化的観光資源としての活用

史跡陸軍板橋火薬製造所跡は、加賀藩前田家の下屋敷の跡地に設置されたものであり、平成20年7月板橋区は、前田家の国元である石川県金沢市と友好交流都市協定を結んだ。それ以来、金沢より飛脚で氷を運んだ江戸時代の御用に因んだ氷室の雪氷の贈呈等のイベントの開催や、金沢市の魅力を学習する「かなざわ講座」や「加賀藩学講座」等の生涯学習事業の実施など、両都市が様々なかたちで交流を深めている。協定の締結と両都市の交流を記念し、区立加賀公園には尾山神社の社門のステンドグラスを模した「板橋区と金沢市との友好交流都市協定締結記念碑」が設置されている。

また戦時中、理化学研究所の仁科研究室が旧金沢医科大学(現金沢大学医学部)に疎開していた点や、または野口研究所の創設者である実業家野口遵も加賀藩士を祖とするなど、近代以降の史跡の歴史を理解する上でも、金沢市と板橋区との関係は重要である。

両都市が近世以来の歴史的・文化的な関係の中で様々なつながりを持ち、現在においても活発な交流を続けていることを踏まえ、史跡公園において展開する事業では、金沢市との交流を尊重し、両都市の歴史・文化を様々な視点から学習できる展覧会や講座、見学会などの展示等教育普及事業を企画・実施し、ひいては史跡公園が地域の観光資源の核となって、周辺地域の商業振興、産業振興、地域振興に良い影響を与える存在として親しまれることをめざす。

## (2)史跡整備終了後の活用

### ①地域における活用

板橋区加賀地区周辺には、陸軍板橋火薬製造所跡のほか、「圧磨機圧輪記念碑」や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」など、区に指定、登録されている文化財が点在している。これら文化財を結び、周辺地域を回遊できるルートを設定することで、歴史文化を活かしたまちづくりに資する活用をめざす。また、JR 埼京線を挟んだ北区側には東京陸軍第一造兵廠の遺構が残っており、近代化遺産を軸にした北区との連携も視野に入れ活用方法を検討する。

### ②史跡の雰囲気を活かしたユニークベニユーの展開や展示空間等の創出

近代化遺産である当史跡には、高い土塁に囲まれた発射場、明治期の煉瓦造建造物である物理試験室、火薬の試験や保管という特殊な用途に用いられた弾道管や加温貯蔵室などの諸施設など、他事例には見られない独特な雰囲気を持つ構成要素が数多く現存している。こうした独特な雰囲気は、紛れもなく史跡の魅力のひとつである。

上述の点を史跡の活用という観点から捉えると、近年全国の史跡、名勝、重要文化財(建造物)等で催されているユニークベニユー(※)、または文化財建造物の博物館および美術館としての活用など、史跡の持つ雰囲気を活かした活用方法を検討することが可能である。近隣の施設等で開催される展示会や会議等と連携し、周辺を回遊できる事業の展開や、レセプションや会議の会場としての利用などが想定される。

近年は重要文化財(建造物)などを展示施設として整備し、煉瓦造りの壁面やトラス構造の小屋組等の建築手法をそのまま残し、歴史的な雰囲気を活かした展示室等を持つ事例が、全国的に多く確認できる。建造物が多く残る当史跡では、建物の持つ雰囲気を活かしたガイダンス施設、およびその内部の展示空間を創出することが可能である。

こうした史跡の魅力を活かした活用方法は、従来史跡に興味・関心を持っていない利用者層が史跡を訪れ、史跡に親んでもらうきっかけを生むことができる。ひいては文化財保護に対する理解を広げることもつながる効果的な施策である。

※ユニークベニユーとは、博物館や美術館、歴史的建造物などで、会議やレセプションなど、本来の用途・機能とは異なる利用によって、特別感や地域特性を演出することを指す。

## 第8章 整備

本章では、史跡整備の方向性および方法を示す。本章の検討については、板橋区史跡公園（仮称）基本構想において策定した史跡公園整備の基本方針を基に整備の方向性を定め、それに基づき整備方法を検討する。また整備方法は、第5章で定めた地区区分ごとに示す。

### 1 板橋区史跡公園（仮称）における史跡公園整備の基本方針

#### 「板橋区史跡公園(仮称)基本構想」において示した 史跡公園整備に向けた<基本方針>

（「板橋区史跡公園(仮称)基本構想」8頁）

##### （1）区民をはじめ多様な人々が気軽に集い“憩う”

- ・だれもが暮らし続けたいくなるまちとして、都会の中での自然とのふれあいや憩いの提供、景観の形成・保存といった公園本来の機能の充実を図ります。
- ・ユニバーサルデザインに基づいた公園内外の散策路の整備等により、多様な人々が集いやすい環境をつくり区民に愛され、再び訪れたいくなる公園をめざします。
- ・史跡の保存・活用を重視しながら、中山道板橋宿や加賀藩下屋敷が置かれていた歴史的な価値も活かした情緒あふれる環境整備を一体的に進めていきます。

##### （2）日本の近代化の一翼を担った、板橋の歴史や文化を“学ぶ”

- ・近代化・産業遺産の歴史的背景を通じて、板橋が日本の産業や科学技術の発展を支え、近代化に貢献してきた軌跡を学ぶとともに郷土板橋を愛する心へとつなげていきます。
- ・火薬製造所と研究施設の遺構を通じて、子どもたちや若者世代が平和の大切さや科学技術の平和利用について考えるきっかけを提供します。
- ・ワークショップや実験など、主体的な学びを促す体験の場を提供し、利用者の学習意欲を高めるとともに、次代を担う子どもたちの夢を育みます。

##### （3）板橋ならではの歴史を通じて、板橋の現在、そして未来を“創る”

###### 板橋の現在、さらに、未来を“創造する”

- ・これまであまり知られてこなかった区産業発祥の地としての歴史や先進性に光を当て、国内外に広く発信することで、板橋区のブランド力を高めます。
- ・区産業や科学技術の発展につながる体験の場・気づきの場を提供し、次代を担う人々に共感と夢を育む未来志向の創造の場をつくります。
- ・史跡公園を産業文化の新たな聖地と位置付け、地域、商店街や民間企業、大学や研究機関などと連携し、まちづくりや産業振興に貢献します。

## 2 整備の方向性

前項の基本方針を基に整備方法を検討し、整備の方向性を以下の通りとする。

- (1)史跡の本質的価値を確実に保存・継承するための整備を行う。
- (2)史跡の価値や魅力を積極的に発信する拠点を整備する。
- (3)史跡を中心に地域の歴史文化や環境、産業および科学技術の平和利用等を総合的に学ぶことのできる拠点を整備する。
- (4)史跡周辺の歴史的・文化資源を結ぶ回遊ルートを設定する。
- (5)史跡公園オープン(整備完了)に向け、史跡のPRや周知、地域の活性化などにつながるソフト面での整備を実施する。

## 3 地区区分ごとの整備方法

「板橋区史跡公園(仮称)基本構想」では、史跡指定地を現加賀公園エリア、旧火薬製造所エリア、旧理化学研究所エリア、さらに石神井川エリアを加えた4つのエリアで分類し、「板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園」として整備することを策定した。本計画では、この基本コンセプトを踏まえつつ、保存と活用のための整備方法については、遺構・建造物の遺存状況、土地利用の来歴等から、第5章で定めた地区区分に基づき策定し、本項でその整備方法を示す。なお整備方法の詳細については整備基本計画で策定する。

### (1)A地区(A'地区を含む)…旧野口研究所、現加賀公園

火薬生産における研究、実験、製造、貯蔵といった一連の工程を、遺構・建造物を通じて直接見学することで学習できるための活用を図る。また遺構・建造物のうち燃焼実験室については、内部を公開する施設としての整備を行い、ガイダンス施設及び史跡の管理施設として活用する。

A地区の東側であるA'地区はトイレや水飲み、ベンチなどといった便益施設が設置されており、桜をはじめとした多数の樹木が植生しているなど、公園らしい景観をもち、公園機能が整備されていることから、今後も公園本来の機能の充実と維持をめざした整備を行う。

### (2)B地区…旧理化学研究所

当エリアの歴史的建造物2棟を展示等の教育普及機能などをもつガイダンス施設・体験学習施設(産業ミュージアム)として活用する。宇宙線研究の施設が残る部分や湯川秀樹、朝永振一郎両博士の研究室など、建造物内部で史跡の本質的価値と密接に関わる要素であることが明らかな部分は、できるだけ現状を残し解説展示室等として活用する。この他利用の来歴が明らかでない部分については、建造物調査や文献調査を行ったうえで、企画展示を行う施設や、学校教育や生涯学習における体験学習施設などといった活用方法を検討する。

なお、活用予定の歴史的建造物2棟は、平成29年度に実施した耐震診断調査の結果、耐震補強工事が必要であることが明らかになっているため、文化財修復の原則を遵守した工法を選択し、適切な活用を図る。



### (3)石神井川を含む史跡指定地外

史跡の保存活用にあたっては、史跡指定地外に存在する本質的価値を構成する要素や、史跡の本質的価値の理解を助ける諸要素など周辺の関連文化財との一体的な活用を考慮した整備が必要となる。

史跡指定地は陸軍板橋火薬製造所が所在した全体の敷地の一部に過ぎないが、史跡指定地外に現存する遺構・歴史的建造物群等を含めた一体的な整備は困難であるため、ガイダンス施設で説明することをはじめ、史跡と周辺に現存する招魂之碑や標柱など未指定を含めた文化財との関係を案内板や解説板の設置や回遊ルートを設定するなど、火薬製造所の敷地範囲を表現し、点在している構成要素を線で結び、面とした一体的な史跡の価値としていかす方法を検討する。

また石神井川は史跡指定地外であるが、火薬製造所との密接な関係を有しているため、案内板等を設置するなど、史跡との関係性を表現することをめざす。

併せて地域の歴史・文化に関する広域的な立地関係をより良く理解するために、当史跡の整備はもちろん、展覧会等のソフト事業を、かつて第一造兵廠が所在し、その遺構や建造物が現存する北区などの近隣関係自治体と共同で企画するなど、隣接地域・自治体と連携し、地域横断的な事業展開の実施を検討する。

## 第9章 運営・体制

本章では、史跡を適切に保存・活用するために必要な管理運営とその体制に関する方向性および方法を示す。

### 1 運営・体制の方向性

史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存整備および活用事業を円滑に進めるためには、国や東京都と連携を図り、板橋区の関係各部署、計画策定委員会に参加いただいている各種団体をはじめ地域の方々、関連企業、学識経験者、教育機関などと十分な情報共有および意見交換と調整を図りながら管理運営を行う必要がある。

### 2 運営・体制の方法

#### (1)区内部の関係各部署の体制構築

史跡を適切に管理運営するためには、まず史跡の保存と活用のバランスを図り、展示等を企画できる学芸員等専門職員の役割が重要となる。併せて地域振興、産業振興、観光振興、まちづくりといった多様な観点から史跡を捉え、史跡公園だけでなく周辺を含めた広域的な区の魅力の発信と地域の活性化を図るため、区内部の関係各部署と連携を強化し、組織横断的な運営体制を構築することが必要不可欠である。

#### (2)関係団体との連携強化

史跡の保存・活用を推進するためには、学術的・専門的見地からの検討が必要であるため、板橋区文化財保護審議会等の学識経験者との連携を図りながら、史跡が守られ、地域の中で親しまれる存在となるよう、状況に応じて適宜検討し続ける必要がある。

また、史跡が地域に根ざした存在となるためには、上述の連携体制のみならず、町会連合会や産業連合会、商店街連合会、観光協会、文化団体連合会、商工会議所、加賀まちづくり協議会等各団体の理解と協力が不可欠であるため、史跡の整備後においても連携を継続していく。

#### (3)地域住民の方々との連携

史跡の永続的な保存継承のためには、地域住民の方々が史跡に親近感を持ち、板橋区の誇りとして愛され、再び訪れたい史跡公園となることが不可欠である。各種講座や見学会、ガイド施設における展示などを通して、区民をはじめとした多様な人々に史跡の歴史や価値を紹介することと併せて、史跡公園の案内や運営への地域住民の方々の参加、学校教育との連携なども重視し、史跡のより良い保存と活用をめざす。

## 第10章 実施すべき施策案の策定

本章では、史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存・活用・整備・運営体制において実施すべき施策案を策定する。実施施策案は、史跡公園（仮称）の保存整備に向けすでに着手している保存活用計画、令和元年度策定予定の整備基本計画を含む計画策定からグランドオープンまでを見据えた短期的事業と、グランドオープン後の維持管理、活用などを念頭に置いた中長期的事業の2つに大別し、以下に示す。

### (1)短期的事業

短期的事業では、平成29年度策定した『板橋区史跡公園(仮称)基本構想』から、令和5年度を予定している史跡公園のグランドオープンまでを対象とする。

短期的事業のうち、重要となるのが史跡公園のグランドオープンに向けた保存と整備に関する各種作業である。本計画で示した史跡の価値、保存・活用の基本方針に基づき、令和元年度は、地区区分や遺構保存、歴史的建造物の修復等の個別計画を含む整備基本計画を策定する。その翌年の令和2年度は、整備基本計画に示した事柄のうち、物理的な骨格をなす部分を図面等の設計図書として具体化する基本設計を策定し、さらに令和3年度は細部の仕様や全体のバランスをみながら微調整を図り詳細な設計図および仕様書としてまとめる実施設計を策定する。この行程を経て、令和4年度以降整備工事に着手する(公園整備は令和5年度以降)。

文化財的価値を守りながら整備を実施するためには、学術的調査を継続的に実施し、遺構等の復元整備などをはじめとした具体的な整備方法を検討する必要がある。さらに学校教育や生涯学習における積極的な活用を目指し、史跡の価値や魅力を効果的に学習できる展示等の教育機能やそれに伴う資料収集・保存機能の検討を行う。

これら保存整備事業と並行して、グランドオープンに向けて文化財講座やシンポジウム、住民説明会を開催することで当該史跡への関心を高め、整備に向けて区民をはじめとした多様な人々の理解と協力を得て、史跡の適切な保存と活用を推進できる環境を醸成することをめざす。

なお、史跡公園（仮称）のグランドオープンまでのスケジュールは次頁の通りである。

### (2)中長期的事業

史跡の適切な保存に向け、指定地内は史跡と調和した公園機能の維持管理に努め、併せて文化財的観点から遺構・歴史的建造物群の保存状態の確認を実施し、遺構や歴史的建造物に劣化等を確認した場合は、適切な保存修復措置方法を定め速やかに復旧する。また学術的な調査研究を継続し、その成果をもとに、より良い保存環境の構築や展示・講座等で区民に還元することで、理解と協力を得ながら更なる文化財の保存・活用に寄与していくことをめざす。さらにガイダンス施設では多様な展覧会を実施するほか、調査研究で得られた成果に基づき常に常設展示等の内容更新も検討し、再び訪れたいくなる史跡公園となることをめざす。

これら整備事業の具体的内容については、区関係部局と調整を行いながら整備基本計画の中で策定していく予定である。

○板橋区史跡公園（仮称）整備スケジュール

平成29年度 (2017)	<p>■『板橋区史跡公園（仮称）基本構想』策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区としての構想、計画を策定</li> </ul>	<p>土壌汚染 対策工事</p> <p>国史跡指定</p> <p>理研・野口研 用地取得（公社）</p>
平成30年度 (2018)	<p>■保存活用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国史跡指定を踏まえ、文化庁等も参画し、計画を策定</li> </ul>	
令和元年度 (2019)	<p>■整備基本計画</p>	<p>保存整備に向けた試掘・ 建造物調査等の実施</p>
令和2年度 (2020)	<p>■基本設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物整備 ●公園整備</li> <li>●展示設計</li> </ul>	
令和3年度 (2021)	<p>■実施設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物整備</li> <li>●展示設計</li> </ul>	<p>都市計画公園の 都市計画決定</p> <p>理研・野口研 用地取得（区）</p>
令和4年度 (2022)	<p>■整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物</li> <li>●展示</li> </ul> <p>■実施設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園整備</li> </ul>	<p>周辺環境整備</p> <p>各計画の中で、アクセスルートを含む周辺地域の環境整備の方向性を決定する。そのうえで、必要な整備内容を検討し、37年度のグランドオープンに向けて整備を進めていく。</p>
令和5年度 (2023)		<p>■整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園整備</li> </ul> <p>石神井川沿い 擁壁整備工事</p>
令和6年度 (2024)		
令和7年度 (2025)	<p>グランドオープン</p>	